

令和2年第6回（11月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第73号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 4 議案第74号 出雲崎町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 5 発委第 3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一
町民課参事	棚橋まゆみ

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和2年第6回出雲崎町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、安達一雄議員及び9番、高桑佳子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎議案第73号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第74号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議案第73号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第74号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第73号及び議案第74号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第73号につきましてご説明を申し上げます。このたびの条例改正は、令和2年人事

院勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するものであります。給与改定の内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、期末、勤勉手当の年間支給割合を4.40月とするものでございます。

次に、議案第74号について説明をさせていただきます。議案第74号は、常勤の特別職の給与を改定するものであります。町長、副町長及び教育長の期末手当を一般職の職員の給与改定に準じまして、支給月数を0.05月分引き下げまして、年間支給割合を3.30月とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

今回資料のほうにお示ししましたような内容の改定内容となっております。職員の給与につきましては、民間の給与水準に合わせることを基本といたしまして、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して決定するというようになっております。このたび人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえまして、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

なお、今年度は12月期に0.05月分を引き下げ、令和3年度以降は6月期と12月期にそれぞれ0.25月分引き下げる内容となっております。

また、再任用職員につきましても同様に支給月数を引き下げる改正をしておるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第73号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第74号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号及び議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号及び議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第73号から行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第74号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第5、発委第3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、諸橋和史議員。

○5番（諸橋和史） 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由。

ただいま上程されました発委第3号につきまして、提案理由の説明を行います。このたびの条例改正は、出雲崎町議員の報酬を改定するものです。人事院勧告により一般職員の減額案が先ほど可決され、特別職も同様に改正されました。我々議員も痛みを分け合い、出雲崎町議員の報酬につき

まして令和2年12月期から期末手当を0.05か月分引き下げるものです。

皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回出雲崎町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時39分）